

第二十三部

(三七五)

第二回

参議院財政及び金融・商業・鉱工業連合委員会會議録第一号

昭和二十三年六月二十三日(水曜日)

委員氏名
財政及び金融委員
理事
委員
理事
委員
理事

黒田 英雄君

渡多野 鼎君

岩木 哲夫君

伊藤 保平君

伊藤 修君

木村 清一郎君

鈴木 清一君

天田 勝正君

玉屋 喜章君

西川 基五郎君

松嶋 喜作君

山田 佐一君

石川 準吉君

尾形 六郎兵衛君

木内 四郎君

栗栖 越夫君

田口 政五郎君

深川 孝二君

星 一君

赤澤 興仁君

九鬼 紋十郎君

小林 米三郎君

小宮 山常吉君

西郷 吉之助君

高瀬 莊太郎君

高瀬 龍太郎君

山内 卓郎君

渡邊 茂吉君

中西 功君

川上 嘉君

商業委員
委員
理事

栗山 良夫君

一松 政二君

林屋 龜次郎君

鎌田 逸郎君

椎井 康雄君

中平 常太郎君

松下 松治郎君

平野 成子君

大野 木秀次郎君

黒川 武雄君

中川 幸平君

深川 榮左衛門君

油井 賢太郎君

九鬼 紋十郎君

小林 米三郎君

佐伯 卯四郎君

島津 忠彦君

高瀬 莊太郎君

渡多野 林一君

結城 安次君

廣瀬 興兵衛君

稻垣 平太郎君

小林 英三君

川上 嘉市君

中川 以良君

大島 農夫雄君

田中 利勝君

原 虎一君

村尾 重雄君

荒井 八郎君

大屋 晋三君

本日の會議に付した事件
○取引高税法案(内閣送付)

午前十一時九分開会

〔黒田英雄君委員長席に著く〕

○委員長(黒田英雄君) これより財政及び金融、商業、鉱工業連合委員会の連合委員会を開会いたします。先例によりまして、法案が予備審査のために付託されております財政及び金融委員会の委員長たる私が委員長を勤めることにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは取引高税法案を議

題といたしまして御審議を願いたいと思ひます。

この法案につきましては、すでに政府より提案理由の説明が財政金融委員会にあつたのでありますが、本日は連合委員会でありまして、一應政府当局から取引高税についての提案理由並びに内容について御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(原健夫君) 取引高税を設けようという考えを持つことになりましたのは、所得税、法人税、特に所得税におきまして、勤労所得を中心とした税に、租税負担の非常な重圧が事実上掛かつて参つておるといふことに鑑みまして、これを大幅に軽減いたしたいという要請が出て参りました。これで相当な軽減を所得税関係でいたす。法人税におきましては外資の導入その他の見地から相当の軽減をいたすといふことに考えました次第であります。これに伴ひまして、財政の必要上何らか新しい財源を探さねばならないといふことである。研究いたしました結果、現在の経済状態、社会状態といふようなものを考えまして、本税が先ず最も妥當なものであるといふ観点に立ちまして、取引高税を創設しようといふ計画を立てたわけでありまして、つまり取引高税はいろいろと世上論議が出ておりますように、必ずしも完全な理想的な税であるといふことは申せないかも知れませんが、現在のようないわば混乱した経済状態にありまして相当の税収を、而も

この物價が変動しまするに連して時期を遅れずに確保して参るといふ見地からいたしますと、本税が相当な長所を持つ、つまり物價の変動に連れてこれに従價百分の一といふことで本税を取つて参りますので、物價に即應して税収が上る、同時に所得税等におけるように、率におきまして毎月上つて参るといふような点において現在の経済状態といふことを考えますと、實際問題として相当大きな長所を持つといふ考え方をいたしたわけでありま

す。本税の概要をこれから御説明申し上げることになります。取引高税は営業者が営業として行つた取引に掛けて参りまして、その取引を、製造して販賣する段階、それから卸の段階、小賣の段階、すべての段階に百分の一といふ税率を以ちまして掛けようといふことに相成つております。対象の営業といたしましては、法案の第二條に、物品販賣業以下四十に亘りまして業種を掲げてあります。これらの営業をする者乃至サービスを提供いたしまして、その対價を受取るわけでありまして、その対價を受取るわけでありまして、非課税の規定を設けておりますが、これに關しましては後に御説明することになります。どういふ形でこれを取るかといふことをその先に申上げたいと思ひます。原則といたしまして、この取引高税は取引高税印紙

というものを作りまして、これを営業者が買う。そうして買いました印紙を取引の際に取引金額の百分の一に当る印紙を消印いたしまして相手方に交付する。この形での納税をして頂くという事になつておるわけでありまして、ただ少額の取引につきまして、一々印紙の交付をして頂くという事は實際上の煩瑣が多いという事を考えまして、五十円未満の取引におきましては、これを一括いたしまして毎三ヶ月分の取引をその次の月の十日までに申告して納めるという事にいたしました。というわけでありまして、これは十二月、一月、二月その三ヶ月を納めまして三月の十日までに納める。三、四、五の三月を納めまして六月十日までに納めるというやうにいたしました。三ヶ月ずつ五十円未満の取引は一括して現金で政府に納めるということにいたしました。と思つておるわけでありまして、従ひまして一般の営業をしております人は、五十円以上の取引につきましては、取引の都度、印紙に消印をいたしまして、お金を賣りと相手に交付する。それから五十円未満の取引につきましては三ヶ月分を一括して、その次の月の十日までに申告納付をするという事に相成るわけでありまして、尙その際五十円未満の端数があります場合は、これは切捨てて納付する。これは五十円以上の取引につきまして端数がある場合で、五十円未満の分は一括いたしますから、その一括したものに端数がありますから、それは切捨てます。が、十円未満の七円、八円というやうな取引が全部免税になるのはごさいません。今まで申上げましたのは印紙による納付、これが原則の納付形態で

ありますが、特定の業種に對しましては、印紙による納付をすることが一面非常に煩雜であり、同時に印紙を納付いたしませんでも、實際上の差支はないと思われぬものがありますので、そういう業種につきましては、これを一括して全部現金で申告納付するという事にいたしました。と思つております。そういう業種にいたしましては、法案の第十六條に掲げてありますが、銀行業、無業業、信託業、保険業、それから電氣、ガス、ラジオ、それから鉄道業、海運業、それから日刊新聞紙の発行事業、公園の事業というやうなものにつきましては、只今申上げましたことを考えまして、一括してこれは毎月でございまして、毎月の分を一括して翌月十日までに申告納付をするという建前にいたしておる次第であります。そこで非課税の取引としてどういふものを上げておるかという事は、法案の第七條に掲げてございまして、先ず取引高税は百分の一という税率で廣く廣汎に取引全部に掛けるという税でありまして、非課税の範囲は實際上の問題といたしまして、成るべく少くいたす方が、徴税の技術上、又税の性格上妥當と思ふのであります。國民生活にどうしても必要な最小限度といひますか、最も關係の深い主食のごときものはこれを非課税にした方がよろしいという考えで主食、それから小学校、中学校の教科書、それから水道の水というやうなものを先ず非課税の取引にいたしております。それからこの農村、漁村の自己の收穫した農産物水産物等、これも原始的な生産者であり、これを原始的な生産者が賣る段階において取るという事は、諸般の關係から

如何かと考えられますので、これも非課税にいたす。尙國が價格調整補助金を交付いたしまして、物價の調整を図つておる品物がいろいろございまして、これにつきまして、それと率連を考へまして非課税にいたす。それから政府の発行しております官報であるとか、或いは政府の專賣品であるとかいふやうなものは、販賣價格を適當に調節いたしますことによつて、本税を特に別に掛ける必要も實際目的を達するわけでありまして、販賣價格と二重に取引高税を掛けるということが、實際上負担に煩瑣を來すだけであるという考え方から、こゝういふものも非課税にいたす。それから有價証券移轉税、通行税、馬券税というやうな、いわゆる流通税の對象となつております取引につきましては、一回限りの段階で課税し、そのところでさういふ税を加減すれば、取引高税を別に掛ける必要も實際上の目的を達するといふ見地から、これも非課税にいたさうという考えでおる次第であります。

それで本税の徴税技術上、手続上の特色といたしまして、先程から申上げております印紙による納付という形式を取つておるのであります。これは一面營業者にそれだけ手数を掛けるという事に相成るわけでありまして、この徴税の狙ひといたしましては、印紙を納税義務者、即ち營業者が取引をして金を受取つた際に印紙を相手に渡して呉れば本税の徴税ということはそのれで自然に納まつて参るといふことになりまして、買物をする方が必ず印紙を受取るということをして呉れば、本税の徴税は非常に自然にならなかに入つて参るわけでありまして、なかなか現在の經濟情勢において、各税とも脱税の現象が多いというのに我々は非常に苦慮しているわけでありまして、本税におきましてはさういふ見地から印紙納付の制度を使いまして、國民一般が本税に関心をもち、必ず印紙を受取るということにして呉れるならば、本税の徴税はそれで先ず完璧を期し得るという線を狙ひまして印紙納付の制度を考へたわけでありまして、そこでこの印紙納付の制度を更に……何と言ひますか、これに魅力をつけるという見地におきまして、買物をした印紙を買つて來たものを、各家庭を通じて学校或いは社會事業、慈善事業の關係の團體が集めて、これを政府に提出いたしました際には、その印紙の額面金額の何%かを交付金として與えるということにいたさうというのが法案第三十七條にあります交付金關係の規定でございまして、これは印紙の額面によりまして、額面金額が一円以下のものにつきましては百分の五に相當する金額を交付する。それから一円を超えて二十円以下の額面の印紙の分につきましては百分の三、それから二十円を超えるものにつきましては百分の二というやうに段階を設けておたしますが、要するに印紙をこれらの團體が集めて参りますと、政府が只今申上げました率によつて算定した金額を交付するということにいたしておるわけでありまして、取引高税の收入見込は、本年度二百七十億、平年度で四百五十億近く相成ると見込んでおるものであります。本年度におきましてはこの二百七十億に對しまして、この交付金の關係で六億前後の金が出るのではないかと見込んでおる

る次第であります。尙この徴税の確立を期すために印紙納付の制度を取締る方法といたしまして、各營業者に印紙の購入通帳といふものを持つて貰う。そういたしまして印紙を購入した際に、それを購入した金額等を記入して、販賣した郵便局なり賣捌人の証明を付けて、それによりましてその店の印紙の使用額が分る、これを取締りの一つの手掛かりにいたしたい。大体印紙納付によつて完全に参りますれば、後は手を加へべき余地は五十円未満の一括申告の分をきちんとやつて頂ければいいわけでありまして、政府が調査いたしました当該營業者の取引高税額といふものと、實際上の納付税額が非常に違ひます場合には、所得税の場合と同様に、更正決定をいたすという建前で参らうということに相成つておるわけでありまして、取引高税は大体概要を申上げますと只今申上げました通りであります。御存じの通り諸外國におきましては、相當廣汎にこの税が実施せられております。

(委員長退席、一松政二君委員長席に著く)

アメリカにおきましては、連邦の税としては只今ございせんが、州におきましては、大半の州がこの税を採用しておる。又ヨーロッパにおきましては、大陸の諸國が採用しない方が少いという程各國で採用いたしております。いろいろと課税の負担の關係等について、いろいろな面からの観測、疑問、意見の起る得る税ではあります。が、現在のやうな經濟がいわば混沌としておる時代において、所得税の面におきましては、御存じの通り、なか

おきましては、御存じの通り、なか／

と、消費者に皆轉嫁して行くという
うになりますれば、製造のときに製
課税をする方が一番合理的でもあり
徴税にも支障を來さないというよう
考えられますが、その点はどうであ
りますか。

○政府委員(原純夫君)　これは御座る通り製造者の段階だけで取る、或は小賣の段階だけで取るというような形もあるかと思うのであります。が、いろいろな点を考えまして、各段階で取るの、分の一という低い率で取る方がよい、ということに考えましたのは、筆には製造乃至小賣という段階の区別は實際問題としてむずかしい限界があるのが相当あるわけであります。そして、徴税技術上の便宜を考えましたことが一つと、それから何分先程来申しておりますように、経済がいわばきつに混亂した情勢にあるわけであり、

す。そうして税の捕捉ということ
ずしも容易でない、これが安定い
ました経済で、取引関係もすべて
に帳簿に記載されておるといふよ
場合にありますれば、割合に徴税
を上昇することが簡単なのであり

が、只今のような情勢の下におき
ては、それを一つの段階で狙つて
課税することにしたします

り、苦し断結てう得
 そういう意味の漏れが出ました場
 に、それだけで漏れてしまう、全
 段階にやつて置くことにいたしました
 と、ある意味では甚だ安易な考え
 も知れませんが、一つの段階で漏
 しても、他の段階では把握し得る
 うような利点もあるのではないか
 うようなことを考えまして、すべ
 受道でこれと果敢するといふ方法

6

が、只今の経済的その他の情勢から考
えてよろしいというふうに考えた次第
でございます。

○油井賢太郎君 もう一つ聴きたいの
は、第二條の中で銀行、無差支等の利
子の支拂の際に、やはり百分の一を取
るといふことは、源泉課税式にされて
おるところの所得税のときに、徴収す
る税率を変えたいのじやないです
か、こういうことをどうしてお決めに
なつたのですか、その理由を聴きたい
のです。

○政府委員(原純夫君) この取引高税
といふものは、すべての取引に先
ず例外を非常に少くして掛けるとい
うのが、税の性格から申ししても、徴
税技術の面から申ししても、適当で
あるといふことは、先程申し上げまし
通りで、そういう見地から言いました
て、いわば特定の種類の取引について
特別な扱いをするといふことを成るべ
く避けたいというのが、大前提でござ
います。それで只今御指摘の貸付金の
利息に掛ける分であります、そういう
源泉徴収の所得税の方で調節する
という手も勿論なくはないと思ひま
すが、只今申し上げたような理由から
して、これを普通の方で取つて参りた
いといふことにいたしましたわけであ
りますが、要するに技術的方法論の大前提
といたしましては、成るべく画一的な
方法で、画一的に廣い範囲に取つて参
りたいといふ前提で考へておる次第で
あります。

○大屋三三君 最初政府委員の御説明
にあつた法文の第三十七條の眼目、狙
いはどういふことですか、もう一遍こ
れをお聴きしたい。

○政府委員(原純夫君) 取引高税を適

正に、且つなだらかに徴収して参ると
いう方法についていろいろ考へたので
ありますが、その方法として印紙納付
の制度を採用したことは、先程申
上げた通りであります。つまり営業者
が取引の際に金を受取る、それに対し
まして、金を拂つた人に印紙を消印し
て交付して貰う、これを必ずやつて頂
けば、この取引高税の収入というもの
は、その面に關する限り百パーセント
入つて来るわけでありまして、そこでこ
の税の徴収の完きを期するためには、
必ず印紙が交付されるということにい
だした。これは他の税と違ひまし
て、納税義務者だけが、例へば所得税
におけるような申告納付をするとい
ふことではない、納税義務者でない、つ
まり物を買ひまして金を拂う相手方の
人が、十分その点を氣をつけて下さつ
て、そして私は印紙拂つたのだから
一円の取引高税の印紙を下さいとい
ふことを必ずやつて頂けば、本税は自然
に入つて参るわけでありまして、そこ
その面におきましては、今までの税と
違ひまして、納税義務者でない一般の
國民が取引高税の納税といふことに非
常な關心を持ち、これを常に買ひ物を
した場合に印紙を貰うといふことにす
れば、非常にうまいことに参るわけ
であります。そこで第三十七條におき
まして交付金の制度を設けましたのは、
この一般の印紙に關する關心を特に高
め、併せて学校その他社会事業團體と
いうようなものの資金の一部の足しに
もなるといふことを考へまして、この
交付を受けますと、つまり買物をして
各家庭なり、或いは会社でもでありま
すが、物品の購入その他をいたしまし
て、金を拂ひますと、その百分の一の

額面の印紙を手に入れるわけでありま
すが、これは消印してあつても二度
と使い途のないものなのであります
が、これを学校、社会事業、慈善とい
うようなものの關係の團體が集めまし
て、そして政府に提出いたします
と、その額面金額の二%、三%、或い
は五%というよりな率によりまして、
この交付金を與えようといふことに
いたすわけでありまして、従ひまして例
て申しますと、学校の諸般の設備等
のために金が要るが、資金が非常に少
いというのが現状であると思ひます
が、学校の生徒が、各家庭で買物をし
た際に、印紙を買つて来たならば、それ
を集めて学校に持つて行く。そうす
ると学校の關係の團體がそれを集めて政
府に出して交付金を貰うといふこと
であります。従ひまして学校の生徒が家
へ歸りましたらば、必ずお父さん、お
母さんに買物をしたらば印紙を買つて
頂戴といふことを言つて呉れるとい
うやうなところから、この税について必
ず印紙を貰うといふことが一般に更に
やり易くなるというやうな点を考へま
してこの制度を考へた次第でございま
す。

○栗山眞夫君 私人が最初この取引
高税といふのは非常に複雑な税であ
りますので、これに要するところの物件
費、人件費といふものは、恐らく政府
の側においても、或いは納税者の側
においても相当な負担に私にはなると思
ひますが、そういうたやうなものをどう
いうやうな工合にお考へになつてい
るか、いわゆる冗費節約が現在非常に叫
ばれておりますときに、こういうや
うな税によつて相当負担が側面から來
るといふことが考へられると思ひます
が、その点について御見解を伺いた
いと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 取引高税の新
設、これの施行に伴ひまして必要とな
ります経費は、大体只今予算に組込ん
で御審議をお願いいたしましておと
ころは約二十一億、これは大藏省所管
及び逓信省所管におきましてこれに要
する人件費、事務費、それから一番大
きいのは印紙の印刷、それから運搬、
賣捌きの手数料といふやうなものが大
半を占めるわけでありまして、その程
度の金額を予算に見込みまして御審議
を願つておる次第であります。相當徴
税費の率をいたしましては御指摘の通
り多くなつております。一般の徴税費
と比べまして多くなつておりますが、
先程申し上げた通り、現在所得税、
法人税を軽減し、何らか代り財源を求
めなければならぬといふことを先程申
上げました諸点から考へまして、この
徴税費が相當嵩むといふ点も相當考慮
に入れましたわけでありまして、それ
らの諸般の勘案した結果、やはりこれ
だけの経費が掛かつてやつて参ると
いふのがよろしいのではないかと
ふに考へたわけでありまして、政府の
手数、所要経費の外、一般の営業者は
相當印紙交付といふことが面倒である
といふ点の御指摘、これは誠にその通
りのことであると思ひます。必ず物を
賣つた場合に印紙を交付して頂くとい
ふことが若干の面倒であつても、現在
非常に税の徴収がむづかしく、脱税が
行われ易いといふやうなところを、こ
の制度によつて納税義務者だけになし
に、國民一般がこの税の徴収に印紙納
付という形式を通じて協力して頂
くといふ意味からいつて、この程度の

○政府委員(厚崎夫妻) 取引高税を適て、金を拂いますと、その百分の一の

るというところが考えられると思ひます

ります際に、そういう点も相当納税者に迷惑なことを思ひわけであります

が、何分百分の一の税率でありますから、例えば日に一万円の取引をする者でも、百円の印紙を用意して置けばよろしい、三日用意するにしても数百円の程度で済むということ、これが総体でどのくらい負担になるかという程度は計算はいたしておりますが、まあ取引金額の百分の一でございまして、而もそれを随時買つて来て用意して頂ければよろしいということに相成りますので、この程度で何でございまして、何とかやつて頂けるのではないかと、あつて國民の側の負担といはしましては、要するに税率、税額の大きさが物價の諸要素と勘案してどうかということになります、税の徴収に伴います手数的なものとして、大きく申してその二点であらうといふふうに考えております。

○栗山真夫 まだこの問題少し伺いたいことありますが、後に保留して置きます。

それからその次に、勤勞所得税を政府は軽減したと、こういう工合に言われておりますが、私共はあれは当然政府がしなければならぬことをやられたに過ぎない。こういうふうに考えて、そこに見解の相違があるわけでありまして、それは別として、折角勤勞所得税を軽減され、修正されて来たわけでありまして、それに對してどういふような間接税的なもので、その繰返りで薄められつつある、その幅が縮められつつあるということも考へるべきであります、この取引高税によつて、勤勞所得税の今度の調整された額にどれ程繰返りが来ているか、こういうことをお伺いしたいのであります。

○政府委員(厚崎夫妻) お答えいたします。取引高税が家計にどれだけの影響を及ぼすかというところは、なかなか算定がむずかしいのでありますが、御指摘の通り大事なポイントでありますので、いろいろ方法で研究をいたしまして、結論は大体この全國の世帯を平均いたしますと、先ず月に百七十円程度になるのではないかと、いふうな見当を付けた次第であります。これは一つにはこの取引高税の収入見込、平年度四百四、五十億と勘定しておるわけでありまして、これの中、生計費の負担となるものがどの程度であるかというところを考へまして、これが大体この國民所得の中で消費資金の占める割合が約三分の二でありますから、それで三百六億の数字が家計の負担として加味される。これを全國の世帯を千五百八十万という数で割つて、月額に直しますと百六、七十円という数字が出て参ります。尙具体的な家計調査につきまして、個々の費目について値上りの率を考へて算出したし、後述の数字が大体出て参るというふうな状況であります。従いまして年額約二千円ということに相成りますが、今回の所得税法の改正によりまして、例えば年額八万円の所得の人は、現在の税制では扶養親族が三人の場合に二万一千四角の負担をいたしておるわけでありまして、これは改正になりますと五千円程度になるといふようなことで、その間のなにはこの取引高税が吸収いたします分は、実に五分の一に足らんということに相成るわけでありまして、

○栗山真夫 どうもそういう説明を

されると、もう一遍申上げなければならぬ、勤勞所得税が非常に軽減されたといふことを言われますれば、現在の勤勞所得税の税率は、去年の春の千二百円ベースの時の税率であります。今度三千七百円になれば、すべてのものが常識的に考へて三倍に上れば基礎控除も三倍になるべきで、決して軽減でない、こういうことを一つ大蔵當局はつきり確認をして頂かないと工合が悪いと思ひます。それからその次に、取引高税の徴収をどうするか、この取引高税の説明をどうするか、これに對しては、結局インフレ並びに關稅得者からの徴収をどうに委ねないので、止むを得ず、こういう大衆課税をやらざるを得ない、こういう御説明に大体一貫して来ておる。結局今度まで繰返して行つた同じ量を、又繰返して何かしようといふような態度に過ぎないと思ひます。ありますが、これをもう少し裏返して申しますと、政府は表からはインフレ關稅得者から徴収をして取るといふことをいつも繰返して言つておられる、そして具体的な問題になりますと、具体的策がないからできない。そしてその結果は勢ひ大衆課税、こういうことになりまして、そういういたしますとインフレ關稅得者の所得というものは、そういう工合にして、止むを得ない、止むを得ないと言つておる間に、いふまでもない、現在では財産化されて来ておる。そして財産化に対しては税の對象にならないといふので問題になつて来ない。こういうことになれば結局インフレ關稅得者といふものは、これは政府の要する税といふようなことに裏から言へばなつてしまふ、こう思ひわ

けであります。それで國民が納得する

ために、政府のいふゆる政策として、關稅得を徹底的に捕提するといふことが公約されておる。これを大蔵當局として、どの程度に本當に眞劍にお考へになつておるかといふことが、そして本當に具体策がないのか、或いはあつてもできないような状態にあるのか、その辺を一つはつきりと伺いたいと思ひます。それから今度こういうような間接税がどん／＼課せられて、二重、三重の課税、手間と費用とを掛け、そして大衆轉嫁になつて来るわけでありまして、この場合にもやはり關稅得といふものに対しては、やはり税の對象にならない、こういうふうになれば、政府の方はどんな關稅得の助長政策を採つておられる。こういう工合に私は考へざるを得ないのであります。どうしてもこの國家財政を救ふ意味においては、不可能だといふことでなくて、關稅得を如何に捕提するかといふことを、もう少し眞劍にお考へにならなければならぬと思ひます。今までもどうもそういう点がはつきり分らないのですが、この点を改めてお伺いしたい。

○政府委員(厚崎夫妻) 只今所得税の軽減についてお話がございましたが、所得税は實質的に軽減をしておるといふことはつきり申上げていいと私は思ふのであります。で、現在の現行法は、大体昨年の一月からのを申しますと、例えば官吏で申しますと、千六百円であつたと思ひます。それから七月から以降は千八百円、現在今論議されておるのは三千七百円と、こういうことになるのであります。そこで現行法

を仮に千八百円ベースのときに三千円貰つておる人が、どれだけ税金を負担しておるか申しますと、三千円と申しますと、大体千八百円ベースで扶養家族三、二人のものであります。これが大体一應の標準になつておるものであります。それがたま／＼今度の二千九百二十円ベースと同じになつておるのであります。千八百円ベースのときの三、二人の人が大体二千九百二十円となつておるのであります。その人が仮に現行法によりまして、月三千九百円納めておられます。この三千七百円になりまして、六千円になつたといはします。この負担額は現行法では千四百七十一円でありまして、今度の改正案によりまして、それが二百七十九円ということになるのであります。即ち現行法で千四百七十一円負担する人が、二百七十九円でありまして、従いまして、現在例え三千円の方は、最前申しましたように三千九百円でありまして、一％であります。それに對して六千円になりました。尙その負担は四、六％しかならない。仮に三千円の俸給の人が八千円になつたといはします。月八千円でありまして、月八千円になつたといはします。七百二十五円、即ち九％といふことであります。は倍じておるのであります。

それからもう一つ最後の關稅得の問題がございましたが、この点につきましては、決して掛声だけで言つておるとか、或いはただ政策だけで言つておるといふことはないのであります。昨年主税局の機構及び財務局の機構を相

当変えまして、いわゆる閣取引その他
の脱税者の摘発については、相当の効
果を挙げているものと信じておるの
であります。新聞にも時々出ておるの
であります。これは例えれば一昨年であ
りまして、去年の前半には殆んどなかつ
たことでありまして、その点は御了承
願えるかと思つておりますが、今度
更に主税局、つまり大蔵省であります
が、大蔵省、それから財務局に国税査
察官という特別な、いわゆる一口で申
しますれば閣利得者、インフレによつ
て相当儲けておる者を個別的に調査し
たしまして、そうしてさういふ大口の
脱税というやうなものないようにな
したいと思つて、現在は大蔵省の中
で徴税機構に関する各方面の權威
者、或いはこの國會の方の方も入つて
頂きまして、鋭意研究いたしておるの
であります。少くともその國稅査察
官の問題は日ならずして実現されると
思ひます。それによりまして大蔵省財
務局を通じて、それに全力を振つ
てやりたいと、かように考えておるの
であります。相当それによつて効果
を挙げたい。我々の考え方としては、
大体一千人というふうな程度
を希望するのであります。差当
つては五百人程度になるかも知れませ
んが、是非この制度を早急に立てまし
て、そうしていわゆるインフレ利得者
等の脱税がないというように努力いた
したいと考えておる次第でございます。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

う新らしい税を設けることによつて、
完全に閣利得者を捕提することができ
るかというところになつて参りますと、
これは殘念ながら今日まで私自身が
これに對して適切なやり方と考へられる新
税を考案し得るに至つておりません。
又これに回答を與えるだけの名案を得
ていないのであります。前内閣におき
まして、或いは現内閣におきまして
も同様であらうと私は思ふのでありま
すが、若し適切なこの階層を捕提
することのできる新税を創設し得るな
らば、何も苦しんで他のものによる必
要はないので、當然これに走ると思
つております。結局適切な新税
というものが思ひ付かぬといふこと
に悩まがあるので、結局閣利得者を捕提
する唯一の道は、税の種類の問題でな
くして税務機構の問題である。ここに
解答を求めて來てゐるというのが前内
閣以來の一貫しておる大蔵當局の考
え方と思つております。そこにおいて
税務機構を拡充強化する、拡充強化す
ることによつて、今日まで捕提されて
いない閣利得者を捕提しよう、さうい
う努力を傾倒しよう、これによつて経
済力に惠まれてゐると思はれるところ
の、而も今日租税の負担を逃れてゐる
ところの階層を捉えよう、さういふ考
えに走つてゐると思つております。

い限りは、それを業としてやつておる
限りは課税すべきものであります。従
ひましてこの取引高税も入れて、今申
しました國稅査察官の制度を活用いた
しまして、苟くも閣利得者が税金を免
れるといふやうなことをないようにな
る努力いたしたいと考えておる次第で
あります。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

と、大體の國會の方針と相反するとい
うことが一つと、又先般大蔵大臣が取
引高税のごときは突然に懸念であるか
ら、成るべく早い機会に撤廃したいと
いうことをはつきりと言明されておる
のであります。さういふ点からいいたし
まして、大勢の官吏が新たに任官され
て、而も成るべく早く撤廃したいとい
うような意向があらうことになると思
は、將來撤廃される場合にその大勢の
官吏の諸君を又どこかへ移さなくては
ならないというやうな問題も出るの
であります。従ひまして私が先程申し
ましたように、第二條の四十項目に属
するところのこの各種の項目に對しまし
て、成るべくこれを少くするといふこ
とが一番適切な措置にやないかと思
われるのであります。これに對して次官
の考えを一つお聴きしたいと思ひま
す。

ますか、それについても、無論今まで申しましたように、非加税に該当しないというところが非常に大事だと考へておるのでありますが、その点で本年す取引高税のごときものは、相当に入も費用も掛かるということになります

れを迫りながら私個人願ひて見まして、つておるのが実体である、こう私は考

えるのであります。若し端的に申しますならば、國會においてこの關利得を捕提するために、かくのごとき新税を創設することがいいというふうな名案があつて、國會においてこれを示されるならば、大蔵省は進んでさうな新税を採用すべきでないかとさえ私は思ふのであります。御説のように取引高税というものは、大蔵大臣も何かの機會に言つたと思ふのであります。が、良税なりや悪税なりやの租税理論に照らしまして、その判断を求めるといふことになれば、決してこれは私は良税なりと言ふことはできませんと思ふのであります。むしろそのいづれのカチゴリーに入るかといわれるならば、これも端的に言へばむしろ悪税に入るといふことの方が適切じやないかとさえ私は思ふのであります。併しながら一方において租税負担に限度が來ておると思われまゝところの國民の負担を、殊に大衆勤勞階層の負担を軽減するといふことが不可欠な今日の要請であるとするならば、所得税の軽減といふことはどうしても断行しなければならぬ、これによつて生じますところの國家財政上の稅收の減少といふものを何かによつて補填するにあらざれば、今日の國家財政を切り盛らすことができないと同時に、殊に赤字のない收支のバランスの取れた財政といふものを具現して行くためには、何らかの方法によつて收入の途を講じなければならぬといふので思ひ付かれたのがこの取引高税であります。而もこの取引高税の及ぼす影響を成るべく少くすることのためには、稅率を極度に低いものとしなければならぬ、極度に低くすると同時に、成るべく廣い範圍に亘つて各

取引に課税をするということによつて國民がこれを平等に甘受することができ。又負担を廣い範圍に行き渡らせることができるといふふうな考へ方から、只今提案しておりますやうなことに相成りましたので、從いまして油井さんの只今のお説のように、四十項目に亘るところの課税対象である營業の種類を更に少くしたらどうかというふうなお話が出したが、一面からの観測としては妥當なお考へと思ひますけれども、只今申しますやうな趣旨から申しますと、これをこのまゝに置いておく方がいいじやないかと考へられるわけでありまゝ。誠に御説の通りで、今日の國民的な要請としては行政整理を断行して、不必要な官吏の多くあらざらんことを希う、むしろ現在のものを更に減らすというのが國民的な要請である。更に、國稅警察官のごときものを創設することは、その点から申しますと甚だしく逆行する誇りを免れないと思ふのであります。何分にも先刻申しますやうに、今日の大蔵當局としての關利得者追及といふのが、税の種類の問題に解決を求めずして、稅務機構の拡充強化によつてこれを捕提しようといふところが今日提案しておるやうな、又今日構想を持つておるやうな結論になつておる次第であります。さうにどうぞ御了承をお願いしたいと思います。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後零時二十七分散會

出席者は左の通り。

財政及び金融委員
委員長 黒田 英雄君

商業委員		鐵工業委員	
理事	委員	理事	委員
波多野 鼎君	伊藤 保平君	小林 英三君	中川 以良君
木村 禧八郎君	玉屋 喜章君	田中 利勝君	村尾 重雄君
西川 甚五郎君	山田 佐一君	荒井 八郎君	大屋 晉三君
木内 四郎君	田口 政五郎君	平岡 市三君	堀 末治君
深川 タマエ君	九鬼 紋十郎君	楠見 義男君	宿谷 榮一君
小林 米三郎君	小宮 山常吉君		
高橋 龍太郎君	栗山 良夫君		
一松 政二君	林屋 龜次郎君		
中平 常太郎君	松下 松治郎君		
黒川 武雄君	中川 幸平君		
油井 賢太郎君	佐伯 卯四郎君		

政府委員	
大藏事務次官	森下 政一君
大藏事務官	脇阪 實君
第一課長	
大藏事務官	純夫君
第二課長	
主税局國稅	
主税局國稅	

第三十三部

財政及び金融・商業・鉱工業連合委員会会務録第一号 昭和二十三年六月二十三日【参議院】

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局